

入居前・入居中・退去後に役立つ 居住支援事業案内



世田谷区居住支援協議会では、住み慣れた地域でいつまでも安心して
住み続けていくことを支援しています。

住まいにお困りの方が入居前・入居中・退去後に活用できるサービス
や、円滑な入居促進を図るために居住支援を行う居住支援法人を紹介
しています。

世田谷区居住支援協議会



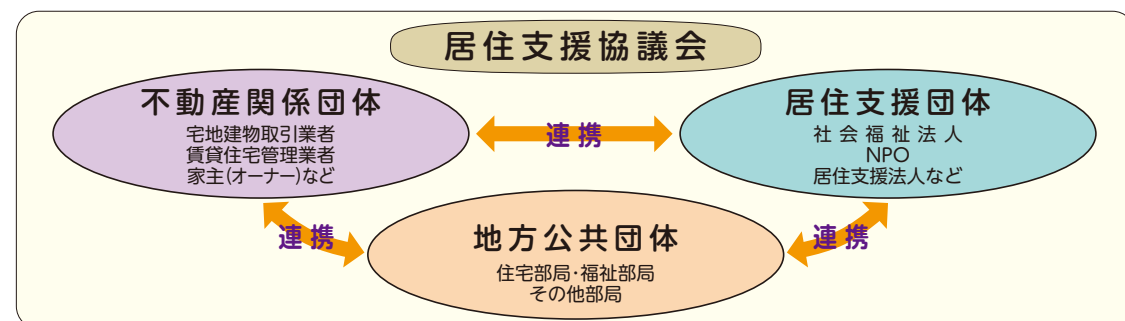
目次

居住支援協議会とは	1
世田谷区居住支援協議会の活動内容	1
入居前の支援	2
世田谷区協力不動産店について	2
入居中の支援	3
国と東京都の居住支援パンフレットのご案内	3
入居中・退去後の支援	5
セーフティネット住宅への登録について	6
ひとり親家賃低廉化補助事業	6
居住支援法人の紹介	7
居住支援法人 サービス対象者一覧	9
居住支援法人 サービス内容一覧	10

居住支援協議会とは

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等）の民間賃貸住宅への円滑な入居を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者および民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織です。

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居にあたっては、それぞれの課題や支援ニーズに応じた居住支援を行う必要があります。また、居住支援は入居時だけでなく、入居中や退去時の支援サービスを整えていくことが必要となります。



世田谷区居住支援協議会の活動内容

世田谷区居住支援協議会では、関係者間で情報共有や協議をしながら様々な活動を行っています。

例えば、区で実施しているお部屋探しサポート事業の実績や課題の共有・検討、民間賃貸住宅の家主（オーナー）や管理業者などを対象としたセミナーの実施、行政の支援メニューの周知、住宅確保要配慮者に理解のある区内不動産店の周知、居住支援を行う上での課題や支援ニーズの検討、居住支援法人との連携など、区・不動産関係団体・居住支援団体等の間で連携しながら活動しています。



入居前の支援



お部屋探しサポート

区と協定を結んだ不動産店団体の協力で、区内の民間賃貸住宅の空き室情報を提供します。利用される場合は事前にお問い合わせください。

会場：世田谷区役所本庁舎及び各総合支所

日時：毎週木、第1～4火・金
午後1時～4時

対象：区内在住の60歳以上の高齢者のみの世帯・障害者世帯・18歳未満のお子さんがあるひとり親世帯・LGBTQの方・外国人の方がいる世帯、ぶらっとホーム世田谷利用世帯

お問い合わせ
住まいサポートセンター
TEL 03-6379-1420

世田谷区保証会社紹介制度

保証人がいないため賃貸借契約が困難な60歳以上の高齢者のみの世帯等が、区と協定を締結した保証会社を利用することにより入居を支援します。初回利用に限り保証料の一部を区が助成します。（上限2万円※生活保護受給世帯は除く）

対象：区内在住2年以上の60歳以上の高齢者のみの世帯・障害者世帯・18歳未満のお子さんがあるひとり親世帯

費用：月額家賃および共益費の30%（月額家賃と共益費の合計が5万円を下回る場合は、5万円として計算）

お問い合わせ
住まいサポートセンター
TEL 03-6379-1420

家賃債務保証会社連絡先センター

世田谷区保証会社紹介制度を利用する際、連絡先の確保が困難な利用者に対し、保証会社の連絡先を引き受けることができる「連絡先センター」があります。※引き受けには条件があります。詳しくはお問い合わせください。

対象：世田谷区保証会社紹介制度を利用し、連絡先の確保が困難な方

費用：初回2年契約 11,000円（税込）
更新時2年契約 5,500円（税込）

お問い合わせ
（一財）世田谷トラストまちづくり
TEL 03-6379-1421

～世田谷区協力不動産店について～

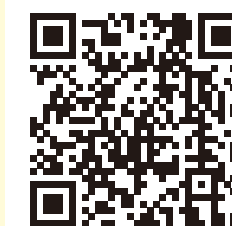
世田谷区居住支援協議会では、高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者などのお部屋探しにお困りの方が、身近な不動産店でご相談できるよう、不動産団体の協力店を公開しています。お部屋探しにお困りの場合は、世田谷区ホームページ内に掲載されている一覧の不動産店にご相談ください。



このステッカーが
協力不動産店の目印です

世田谷区協力不動産店

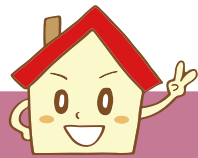
検索



世田谷区協力不動産店一覧URL（世田谷区ホームページ内）
<https://www.city.setagaya.lg.jp/03665/3712.html>

お問い合わせ 世田谷区都市整備政策部 居住支援課 電話番号：03-5432-2499

入居中の支援



高齢者安心コール

3つのサービスで安心をお届けいたします。①電話相談サービス(365日) ②電話訪問員による電話訪問サービス ③ボランティアによる訪問援助サービス

対象：①は、どなたでも ②はひとりでお住まいの方、高齢者だけでお住まいの方 ③は、②に加えて日中おひとりでお住まいの方
費用：①、②は無料 ③は実費相当

お問い合わせ
高齢者安心コール
TEL 03-5432-1010

あんしん見守り事業

あんしんすこやかセンターにおいて、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯等で社会的孤立のおそれのある高齢者を対象に、①見守り訪問及び見守り相談、②区民ボランティアの訪問による見守りを実施します。

対象：①はどなたでも ②は65歳以上でひとりでお住まいの方、高齢者だけでお住まいの方などで、見守りの必要があるものとあんしんすこやかセンターが判断し、ボランティアによる見守りを希望した方
費用：無料

お問い合わせ
各地区(区内28ヶ所)のあんしんすこやかセンターにご連絡ください。(担当のあんしんすこやかセンターは、せたがやコール(03-5432-3333)へお問い合わせください)

高齢者見守りステッカー

登録番号と高齢者安心コールの連絡先が記載されたステッカーを配付します。事前に、氏名や住所のほか緊急連絡先などを登録いただくことで、緊急時に警察などからの照会に迅速に緊急連絡先へ連絡することができます。

対象：区内に住民登録があり、要介護1以上の認定を受けている方で、認知症により外出先から帰れなくなる等の症状がある方
費用：無料

お問い合わせ
高齢者安心コール
TEL 03-5432-1010

入居中の支援

ふれあいサービス

日常生活に支援が必要な方に対し、「住民同士の支えあい」の活動として、家事、生活、外出支援を行います。

対象：区内にお住まいの高齢者や心身に何らかの障害がある方等
費用：1時間1,000円(ほかに年会費2,000円、3ヵ月以内の一時利用負担1,000円)

お問い合わせ
住所地の各地域社会福祉協議会事務所
世田谷地域 TEL 03-3419-2311
北沢地域 TEL 03-5787-8537
玉川地域 TEL 03-3702-7777
砧地域 TEL 03-5727-6101
烏山地域 TEL 03-5314-1891

救急通報システム(高齢)

緊急時に使用する救急通報用ペンダント等を貸し出します。ボタンを押すと民間受信センターに通報され、必要に応じて救急車が出勤するとともに、警備会社の現場派遣員等がかけつけます。

対象：65歳以上のひとりぐらし等の高齢者で、慢性疾患があり日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方
費用：システム設置時に8,000円、光回線等の利用者は別途上限4,000円の費用負担あり。(介護保険料段階により免除される場合があります)

お問い合わせ
住所地の区役所総合支所保健福祉課(担当の保健福祉課は、せたがやコール(03-5432-3333)へお問い合わせください)

救急通報システム(障害)

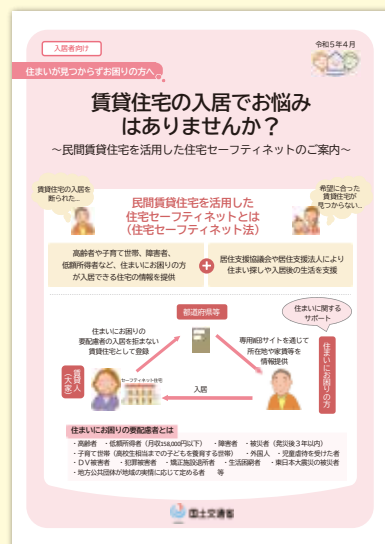
緊急時に使用する通報機器等を貸し出します。通報により、民間の受信センターが、東京消防庁に連絡します。

対象：18歳以上のひとり暮らし等の身体障害者(障害の程度が1・2級)または難病の方。(高齢者向け救急通報システムの対象者は除きます)
費用：無料

お問い合わせ
住所地の区役所総合支所保健福祉課(担当の保健福祉課は、せたがやコール(03-5432-3333)へお問い合わせください)

～ 国と東京都の居住支援パンフレットのご案内 ～

国土交通省と東京都居住支援協議会では、高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者などのお部屋探しにお困りの方に、パンフレットを作成して公開しています。ぜひご活用ください。



国土交通省：入居者向けパンフレット



東京都居住支援協議会パンフレット
「詳細版」



「簡易版」



住居確保給付金

離職、廃業又は個人の責によらない理由・都合(休業等)により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方で、住まい(賃貸)を喪失するか、喪失のおそれのある方に、就労支援とともに、原則3か月間の家賃助成を行うものです。

※支給要件があります。
※自立相談支援員が生活状況等を伺い、生活自立に向けたプランと一緒に作成します。住居確保給付金の申請については支給要件等を確認後、申請書類をお渡しいたします。
※支給期間は原則3か月です。一定の要件を満たす場合は3か月ごとに2回延長でき、最長9か月まで支給できます。

お問い合わせ
ぶらっとホーム世田谷
TEL 03-5431-5355

あんしん事業

判断能力が不十分な方に福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理支援サービス、書類等預かりサービスを実施し、在宅生活を継続できるよう支援します。

対象：認知症や障害等により、福祉サービス利用に必要な情報の理解や判断を行うことが困難な方
費用：相談から契約に至るまでの問い合わせは無料。契約後は1時間1,000円(通帳を預かる場合、最初の1時間は2,500円)

お問い合わせ
成年後見センターえみい
TEL 03-6411-3950

成年後見制度(法定後見制度)

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が低下した方の財産管理や身上保護を、家庭裁判所が選任した成年後見人が支援します。

成年後見センターでは、成年後見制度に関するご相談を受け付けています。また、制度の利用を希望される方の、家庭裁判所への申立手続きをお手伝いします。

お問い合わせ
成年後見センターえみい
TEL 03-6411-3950



入居中・退去後の支援



見まもっTELプラス（サービス提供事業者：ホームネット株式会社）

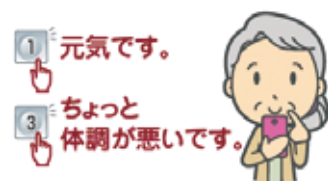


週2回、電話（音声ガイダンス）による入居者の安否確認を行い、また、サービス利用者が自宅内で誰にも看取られずに死亡（自殺、犯罪死、または孤独死）した場合、それに起因して発生した原状回復費用等を最大100万円まで補償するサービスです。
※サービスの取扱い不動産店での申込みが必要となります。

対象：・固定電話、携帯電話、スマートフォンのいずれかをお持ちの方
・安否確認結果メールの受信者を1名以上確保できる方

費用：	安否確認後の異常時の対応	初回登録料 (税込)	月額利用料 (税込)
	登録先へ、応答がなかった旨をメール	11,000 円	1,650 円

※区内にお住まいの満60歳以上の方または障害者の方が、民間賃貸住宅に単身で区内転居する場合、初回登録料を世田谷区が全額補助します。



HNハローライト（サービス提供事業者：ホームネット株式会社）



専用ライトの使用状況により入居者の安否確認を行い、また、サービス利用者が自宅内で誰にも看取られずに死亡（自殺、犯罪死、または孤独死）した場合、それに起因して発生した原状回復費用等を最大50万円まで補償するサービスです。
※サービスの取扱い不動産店での申込みが必要となります。

対象：・固定電話、携帯電話、スマートフォンのいずれかをお持ちの方 ※Bプランのみ
・安否確認結果メールの受信者を1名以上確保できる方
※HNハローライトBプランの場合は、電話での連絡先を1名以上確保できる方

費用：	異常時の対応	初回登録料 (税込)	月額利用料 (税込)
Aプラン	登録先へ、異常をメール	13,200 円	1,650 円
Bプラン	状況により現場派遣員が駆けつけ、安否確認	16,500 円	3,850 円

※区内にお住まいの満60歳以上の方または障害者の方が、民間賃貸住宅に単身で区内転居する場合、初回登録料を世田谷区が全額補助します。

お問い合わせ

【サービスに関して】

ホームネット株式会社 見まもっTELプラス 0120-240-343
HNハローライト 03-6630-8038

【初回登録料補助に関して】

世田谷区都市整備政策部 居住支援課 03-5432-2499



ホームネット ホームページ



区ホームページ

セーフティネット住宅への登録について



高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方の入居を拒まない「セーフティネット住宅（東京ささエール住宅）」として賃貸住宅を登録していただくと、国土交通省の管理する専用WEBサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」に掲載され、広く情報を周知できます。住宅の登録条件等はお問合せください。



セーフティネット
住宅情報提供システム

【セーフティネット住宅情報提供システム】
<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>



【住宅の登録に関するお問い合わせ先】

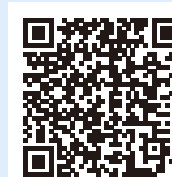
公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター 電話 03-5989-1791

◆登録協力補助（登録協力報奨金）◆

不動産事業者から貸主への働きかけにより、空き室等を一定の住宅確保要配慮者を受け入れる専用住宅として新たに登録した場合に、東京都より、当該貸主及び事業者それぞれ1戸あたり5万円の報奨金を交付します。

詳しい条件等は、東京都住宅政策本部のホームページをご覧ください。

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/jutaku_fudosan/hojo.html



ひとり親世帯家賃低廉化補助事業



◆家賃低廉化補助◆

区内転居をするひとり親世帯（18歳未満の子どもを養育している低額所得の世帯に限る）の方に住宅を貸していただいた場合に、区が賃貸人到家賃の一部（1戸あたり月額4万円）を補助金としてお支払いすることで、入居者の方の家賃負担額を減額していただく制度を実施しています。
補助の条件等、詳細はお問合せください。



区ホームページ
賃貸人向け



区ホームページ
ひとり親世帯向け

◆賃貸人への協力金◆

家賃低廉化補助を受けることが決定した住宅の賃貸人に、区より、
①1戸あたり10万円を協力金として交付します。
②募集から入居者の決定まで1か月以上の空室期間が生じた場合に、その期間の家賃相当額（月額最大10万円、最大3ヶ月分）を交付します。



お問い合わせ 世田谷区補助金受付窓口 03-5432-2071

居住支援法人の紹介



居住支援法人とは

高齢者や障害者などの住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するものです。このページでは、世田谷区居住支援協議会会員でもある6法人を紹介しています。お困りの際には、各法人にお問い合わせください。

居住支援法人一覧（世田谷区居住支援協議会会員）

1 ホームネット株式会社

- 事務所所在地：中野区中野2-24-11 住友不動産中野駅前ビル19階
- 連絡先：0120-460-560（月曜と水曜の9～18時）
- 事業内容
 - (1) 世田谷区住まい見守り・補償サービス初回登録料補助金制度の対象となる見守りサービス「見まもっTELプラス」「HNハローライト」の提供
 - (2) 高齢者を中心とした入居相談（月曜と水曜の9～18時）
上記フリーダイヤルで相談を受け、お部屋探しをお手伝い
 - (3) 安心して依頼できる家財整理事業者の見積・作業手配
03-6630-8037（平日9～18時）

2 株式会社ケアプロデュース

- 事務所所在地：世田谷区上馬2-25-4 フレックス三軒茶屋2階
- 連絡先：0120-17-6246（9:00～18:00）土日祝可
- 事業内容
 - (1) お元気な方・介護が必要な方の高齢者の住まい探し・入居支援・相談
高齢者住宅、サービス付き高齢者向け住宅、介護老人ホームの入居相談・見学同行・入居後支援を行います。「有料老人ホーム情報館 世田谷相談室」では、世田谷区内100か所以上の高齢者住宅・老人ホームのパンフレットを揃え、来館・訪問・電話による相談を行っています。
 - (2) 終活相談
後見、遺言、相続、葬儀等、将来の不安に関する相談を専門家と連携して行っています。
 - (3) 見守り電気駆けつけ家族代わりサポート
「見守り電気」で電気使用量をチェックし一人暮らしでも安心して生活できるようサポートしています。

3 NPO法人 せたがや福祉サポートセンター

- 事務所所在地：世田谷区梅丘1-61-13-301
- 連絡先：03-6413-1506
- 事業内容
2000年にNPO法人となり、市民によるささえあいのまちづくりを目指して、「世田谷たすけあいネット」を2004年から開始しています。（電話相談、ちょこっとサービス、安否確認等）高齢者、障害者等の生活弱者（困っている人、支援を必要とする人）をささえる地域作りをしています。



4 生活クラブ生活協同組合

- 事務所所在地：世田谷区宮坂3-13-13
- 連絡先：03-6388-9543
- 事業内容
住まいの問題は最も基本的な問題です。当生協は、家計相談・サービス付き高齢者向け住宅などの福祉事業及び増改築工事・片付けなどの住宅事業に取り組んでいます。空き家・空き室の活用を考えている方・高齢者の方・子育て中の方・低額所得者の方など住まいにお困りの方、皆さんの住まいの問題を共に解決していきたいと考えます。

5 社会福祉法人 大三島育徳会

- 事務所所在地：世田谷区鎌田3-16-6
- 連絡先：03-5491-0344（居住支援法人博水の郷）FAX: 03-5491-0343
- 事業内容
地域に根差した社会福祉法人としての長年の経験と実績をもとに、区内の高齢の方、障害者の方、低所得者等住宅の確保に困っている方に支援を行います。
 - (1) 住まいの支援を行います
 - ① 住宅の確保 ② 住宅の提供（当法人が借り上げた住宅を転貸）
 - (2) 生活支援を行います
 - ① 見守り ② 通院同行 ③ 行政手続き支援 ④ 支援機関との連携 ⑤ 悩み相談 ⑥ 就労支援 等

6 アドバンスライフプランニング株式会社

- 事務所所在地：世田谷区太子堂1-12-39 三軒茶屋堀商ビル3階
- 連絡先：03-3410-3888
- 事業内容
 - ・高齢者の賃貸住宅入居支援（サービス付き高齢者住宅・賃貸物件など）
 - ・高齢者の身元保証・生活サポート・死後事務業務
 - ・高齢者の家賃保証会社紹介支援
 - ・終活相談（土業連携による遺言・後見・遺産分割協議などの支援）
 - ・不動産の売買・仲介

居住支援法人への相談例

(1) 居住支援の全般的な情報提供 （高齢者の入居相談）	→	ホームネット株式会社 TEL 0120-460-560
(2) 施設等への入所を検討したい	→	株式会社 ケアプロデュース TEL 0120-17-6246
(3) 困難を抱える女性への支援	→	NPO法人 せたがや福祉サポートセンター TEL 03-6413-1506
(4) 区外への転居、区外からの転居	→	生活クラブ生活協同組合 TEL 03-6388-9543
(5) 鎌田地域周辺でお部屋探しをされている高齢者・障害者の方	→	社会福祉法人 大三島育徳会 TEL 03-5491-0344
(6) 自宅を売却し、転居先を探したい	→	アドバンスライフプランニング株式会社 TEL 03-3410-3888

居住支援法人

サービス対象者 一覧

サービス対象者	ホームネット	ケアプロデュース	せたがや福祉サポートセンター	生活クラブ生活協同組合	大三島育徳会	アドバンスライフプランニング
①低額所得者			●	●	●	●
②被災者(発災から3年以内)			●	●		
③大規模災害被災者			●	●		
④高齢者	●	●	●	●	●	●
⑤身体障害者			●	●	●	
⑥知的障害者			●	●	●	
⑦精神障害者			●	●	●	
⑧その他障害者			●	●	●	
⑨子育て者			●	●	●	
⑩外国人			●	●		
⑪中国残留邦人			●	●		
⑫帰国被害者等			●	●		
⑬生活困窮者			●	●	●	
⑭ハンセン病療養所入所等			●	●		
⑮犯罪被害者等			●	●		
⑯DV被害者			●	●		
⑰更生保護対象者等			●	●		
⑱児童虐待被害者			●	●		
⑲海外からの引揚者			●	●		
⑳新婚世帯			●	●		
㉑原子爆弾被害者			●	●		
㉒戦傷病者			●	●		
㉓児童養護施設退所者			●	●		
㉔LGBT等			●	●		
㉕UIJターン転入者			●	●		
㉖要配慮者への生活支援者			●	●		

●…実施しているサービス内容

居住支援法人

サービス内容 一覧

サービス内容		ホームネット	ケアプロデュース	せたがや福祉サポートセンター	生活クラブ生活協同組合	大三島育徳会	アドバンスライフプランニング
入居までの支援	①住まいに関する相談	●	●		●	●	●
	②不動産業者・物件の紹介	●	●		●	●	●
	③内覧同行や賃貸借契約時の立会い		●		●		
	④支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート		●		●	●	●
	⑤賃貸借契約時の保証人の引受		●				
	⑥家賃債務の保証	●	●				
	⑦事業者（法人）で借り上げて入居支援（サブリース）					●	
	⑧シェルター等への一時的な入居支援				●		
	⑨引っ越し時の家財整理・搬出・搬入などの支援	●	●		●	●	●
入居後の生活継続支援	⑩安否確認・緊急時対応（緊急通報、駆け付けなど）	●	●	●	●	●	●
	⑪定期または随時の訪問（見守り、声かけ）		●	●	●	●	●
	⑫生活支援（家事・買い物支援等）		●		●	●	●
	⑬金銭・財産管理		●				●
	⑭近隣との関係づくりサロン等への参加				●	●	
	⑮近隣や家主との間のトラブル対応				●	●	
	⑯就労支援				●	●	
	⑰死後事務委任（行政への諸手続、関係者への連絡）等		●			●	●
	⑱家財処分・遺品整理	●	●		●	●	●
	⑲葬儀・納骨等		●		●	●	●

●…実施しているサービス対象者



令和7年4月 発行

発行：世田谷区居住支援協議会

事務局：世田谷区都市整備政策部居住支援課

TEL 03-5432-2499 FAX 03-5432-3040